**１　双葉町普通河川管理要領**

（目的）

第１条　この要綱は、本町の区域内に存する普通河川の管理に関し、「双葉町法定外公共物の管理に関する条例（平成１５年６月１３日、条例第１９号）」（以下、「条例」と言う。）に基づき必要な事項を定めることにより、使用の適正化を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。なお、条例第１１条に規定する使用料は徴収しないものとする。

（普通河川の占用等許可の申請）

第２条　普通河川の敷地等において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

　一　敷地又は水面を占用すること。

　二　敷地内において工作物を新築し、改築し、または除却すること。

　三　敷地内において掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。

第３条　前条の許可を受けようとする者は、普通河川占用等許可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合は、その一部を省略することができる。

　一　位置図（原則として縮尺5万分の1以上のものとする。）

　二　平面図（原則として縮尺1,000分の1以上のものとし、占用等の申請に係る場所を朱書するものとする。）

　三　実測求積図（原則として縮尺500分の1以上の三斜実測図等とする。）

　四　横断面図（原則として縮尺100分の１以上のものとし、普通河川又は隣接地にある工作物、物件又は施設の位置、名称、間隔等を記載するものとする。）

　五　縦断面図

　六　工作物、物件又は施設の構造図

　七　現況写真（占用の申請に係る場所を写したものとする。）

２　　町長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は普通河川占用等許可書（様式第２号）を交付する。

３　　前項による許可を受けた者がその占用等期間の満了の後、引き続き普通河川を占用等しようとするときは、当該占用等期間満了の日の３０日前までに、第１項の普通河川等占用許可申請書に次の書類及び図面を添付して町長に申請しなければならない。

一　従前の占用等の許可書の写し

二　位置図（原則として縮尺５万分の１以上のものとする。）

　（権利の譲渡の禁止）

第４条　普通河川占用等許可を受けたものは、許可に基づく権利を譲渡してはならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

２　　前項ただし書の規定により町長の確認を受けようとするときは、当該権利を譲り受けようとする者と連署して、権利譲渡届（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第５条　普通河川占用等許可者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその占用等に係る工作物、物件若しくは施設を承継した法人は、当該普通河川占用等許可者の地位を承継する。

２　　前項の規定により普通河川占用等許可者の地位を承継した者は、その承継があった日から３０日以内に、地位承継届（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（住所、氏名等の変更の届出）

第６条　普通河川占用等許可者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、その変更の日から１４日以内に、住所氏名等変更届（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（工事等の届出）

第７条　　普通河川占用等許可者は、普通河川に関する占用工事等（普通河川を占用することとなる工作物、物件若しくは施設の修繕、改築、除却等の工事または、普通河川の使用及び維持を含む。）に着手しようとするときは、あらかじめ普通河川工事等着手届（様式第６号）を町長に提出しなければならない。また、当該工事等が完了したときは普通河川工事等完了届（様式第７号）を、その完了の日から１０日以内に町長に提出し、検査（確認）を受けなければならない。

（申請書等の提出部数及び経由）

第８条　　町長に提出する書類は、１部（普通河川占用等申請書（占用等の期間が満了し、これを更新しようとする場合に係るものを除く。）にあっては、正副２部）を作成し、双葉町役場建設課に提出しなければならない。

附則

この要領は、令和２年７月１日から施行する。